(4)　陸上移動中継局の送信装置

ア　陸上移動局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

離調周波数	不要発射の強度の許容値
○・五MHz以上通過帯域幅の一〇%に○・五MHzを加えた値未満	任意の一、○○○kHzの帯域幅における平均電力が（一）二・三dBm以下の値
通過帯域幅の一〇%に○・五MHzを加えた値以上	任意の一、○○○kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値

注1　送信周波数帯域の端から一・五GHz未満の周波数帯に限り適用する。

2　離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ　基地局と通信を行うもの

次の表の上欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする不要発射の強度について、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を満たすこと。

離調周波数	不要発射の強度の許容値
○・五MHz以上通過帯域幅の一〇%に○・五MHzを加えた値未満	任意の一、○○○kHzの帯域幅における平均電力が（一）二・三dBm以下の値
通過帯域幅の一〇%に○・五MHzを加えた値以上	任意の一、○○○kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値

注1　送信周波数帯域の端から一・五GHz未満の周波数帯に限り適用する。

2　離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

［新設］